

広島県道路交通法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年 8 月24日

広島県公安委員会

委員長 西 川 正 洋

広島県公安委員会規則第11号

広島県道路交通法施行細則の一部を改正する規則

広島県道路交通法施行細則（昭和35年広島県公安委員会規則第15号）の一部を次のように改正する。

第10条第4号中「ひんばん」を「頻繁」に改め、同条第7号中「又は原動機付自転車」の次に「(法第77条第1項の規定による許可を受けて行う搭乗型移動支援ロボットの公道実証実験において使用されるものを除く。)」を加える。

第12条第1号中「だし」を「山車」に改め、同条第5号中「行なう」を「行う」に改め、同条第7号中「つらね」を「連ね」に改め、同条第10号中「実証実験」の次に「又は人の移動の用に供するロボットの実証実験」を加える。

附 則

この公安委員会規則は、公布の日から施行する。